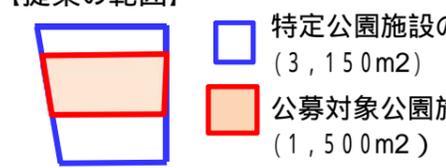
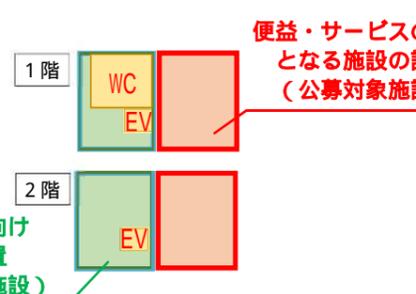
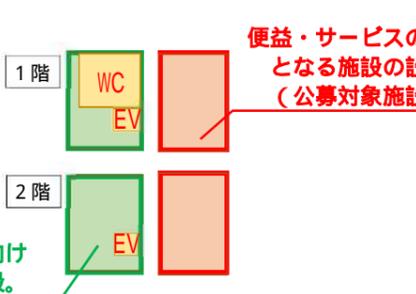
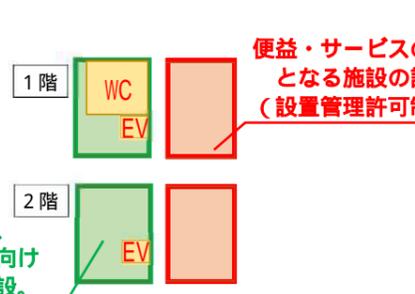
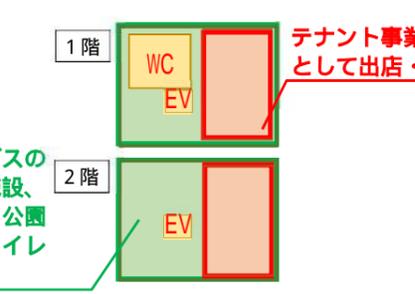


提案条件(一覧)

事業手法	[A]	[B]	[C]	[D]
想定される事業手法	P-PFI P-PFIを活用し、便益・サービスの拠点となる施設を公募対象施設として、管理事務所、公園利用者向けトイレを特定公園施設として設置、管理する。	P-PFI P-PFIを活用し、便益・サービスの拠点となる施設を公募対象施設として設置、管理する。別途、管理事務所、公園利用者向けトイレは公設する。	設置管理許可制度 設置管理許可制度を活用し、便益・サービスの拠点となる施設を設置・管理する。	テナント事業者としての出店 公設施設に便益・サービスの拠点となる施設を設け、テナント事業者として飲食・物販などの店舗の出店・運営を行う。なお、便益・サービスの拠点となる施設、管理事務所、公園利用者向けトイレは公設する。
提案対象の施設	【公募対象公園施設】 便益・サービスの拠点となる施設 建築面積上限：200 m ² /延べ床面積上限：400m ² 【特定公園施設】 管理事務所 延べ床面積上限：200 m ² 公園利用者向けトイレ 建築面積：50m ² /延べ床面積：50m ² 園路、広場等の公園施設(舗装、ベンチ等)	【公募対象公園施設】 便益・サービスの拠点となる施設 建築面積上限：200m ² /延べ床面積上限：400m ² 【特定公園施設】 園路、広場等の公園施設(舗装、ベンチ等)	【設置管理許可制度による公園施設】 便益・サービスの拠点となる施設 建築面積上限：200m ² /延べ床面積上限：400m ²	【公設した便益・サービスの拠点施設にテナントとして出店】 便益・サービスの拠点となる施設 利用可能な面積上限：200m ² /延べ床面積上限：400m ²
提案対象の範囲	【提案の範囲】  特定公園施設の範囲 (3,150m ²) 公募対象公園施設の範囲 (1,500m ²) 公募対象公園施設として、事業者が便益・サービスの拠点となる設置する。特定公園施設として、便益・サービスの拠点となる施設、管理事務所、公園利用者向けトイレを設置する。	【提案の範囲】  特定公園施設の範囲 (3,150m ²) 公募対象公園施設の範囲 (750m ²) 公設(管理事務所、公園利用者向けトイレ) 公設箇所は特定公園施設の範囲外となる。 公募対象公園施設として、事業者が便益・サービスの拠点となる施設を設置する。別途、管理事務所、公園利用者向けトイレは公設する。	【提案の範囲】  設置管理許可制度に公園施設の範囲 (750m ²) 公設(管理事務所、公園利用者向けトイレ) 設置管理許可制度による公園施設として、事業者が便益・サービスの拠点となる施設を設置する。別途、管理事務所、公園利用者向けトイレは公設する。	【提案の範囲】  区が設置する建物の面積 (400m ²) テナントの面積 (200m ²) 公設(便益・サービスの拠点となる施設、管理事務所、公園利用者向けトイレ)
建築物の提案イメージ	例)  1階 WC EV 2階 EV 管理事務所、公園利用者向けトイレを設置(特定公園施設) 便益・サービスの拠点となる施設の設置(公募対象施設)	例)  1階 WC EV 2階 EV 管理事務所、公園利用者向けトイレを公設。 便益・サービスの拠点となる施設の設置(公募対象施設)	例)  1階 WC EV 2階 EV 管理事務所、公園利用者向けトイレを公設。 便益・サービスの拠点となる施設の設置(設置管理許可制度)	例)  1階 WC EV 2階 EV 管理事務所、公園利用者向けトイレを公設。 テナント事業者としての出店・運営
建築物の制限	2階建て(建築面積は400m ²)、地階は想定しない。			利用可能なテナント面積：1階/200m ² 、2階/200m ²
事業期間	上限20年(延長提案を可能とする)公募対象公園施設の撤去期間を含む		上限10年(延長提案を可能とする)公園施設の撤去期間を含む	上限20年と想定(延長提案を可能とする)
使用料	公募対象公園施設及び設置管理許可制度による設置・管理の使用料、1,695円/m ² ・月に面積を乗じた金額を最低限度とし、事業者の提案による提示額を区へ支払う。			公設施設のテナント使用料とし、1,695円/m ² ・月に面積を乗じた金額を最低限度とし、事業者の提案による提示額を区へ支払う。
その他	・公募対象公園施設及び設置管理許可制度設置にかかる整備費用・管理運営費用は事業者が負担する。 ・建築物が2層以上となる場合、必要に応じて、ユニバーサルデザインに配慮した設えとするためエレベーター等の設置提案を求める。 ・便益・サービスの拠点となる施設の商業施設の店舗数は問わない。	・特定公園施設となる公園利用者向けトイレや園地等の維持管理に関する提案も可能とする。	・飲食、物販以外の公園施設の設置管理の提案も可能とする。	・便益・サービスの拠点となる施設の商業施設の店舗数は問わない。